

※ 旧AIU損害保険株式会社のお知らせになります。

ABNE130203

AIUからのお知らせ

2013年9月20日

お客さま各位

AIU損害保険株式会社

「保険金支払検証会議の実施状況について」

弊社では保険金支払管理態勢をより強化する観点から、「保険金支払検証会議」を毎月開催しております。「保険金支払検証会議」では、保険金をお支払できないと判断した事案や、保険金をお支払できないことに関して、お客さまから再確認などのお申し出があった事案について、保険金支払管理部門、社内各部門長および顧問医などが判断の適切性の検証を行い、その検証の結果、調査や確認が不十分・不適切であると判断された場合は、保険金支払部門へ具体的な指示を出し、再調査・再確認等を実施しております。2013年3月、4月、5月に開催した「保険金支払検証会議」で取り上げられた新規検証対象案件数229件のうち、調査や確認が不十分・不適切であると判断された事案は3件でした。

弊社では、今後もこの「保険金支払検証会議」をはじめとする様々な取り組みを通じ、より適切な保険金支払管理態勢を構築してまいります。

【検証事案の具体例】

保険種類	事案の種類	事案の概要	検証結果
医療保険	保険金をお支払できないとする判断を適切とした事案	被保険者が糖尿病で入院治療をし、入院医療保険金の請求が行われた事案	医療照会の結果、契約始期前発病であることが確認されており、保険約款に定められた入院医療保険金を支払わない事由に該当するため、保険金をお支払いできないとする判断を適切とした。
海外旅行保険	保険金をお支払いすべきと判断した事案	海外滞在先より一時帰国した被保険者が、滞在先へ戻るために空港に向かったところ、台風の影響により予定されていた航空機が欠航となり、ホテル代等の費用の請求が行われた事案	一時帰国中補償特約に定める旅行行程中の事故ではないとして保険金のお支払いをお断りしていたが、被保険者が航空機に搭乗する目的で住居を出発している事が確認できていることから、本件は航空機遅延費用等補償特約の旅行行程中の事故に該当するものであって、保険金を支払うことを妥当と判断し、保険金支払部門に対して保険金の支払いを指示した。
請負業者賠償責任保険	保険金をお支払できないとする判断を適切とした事案	契約者がマンション受水槽の防水工事を請負い、下請け業者に引き渡した直後にマンションの住人から水道水に異臭がすると苦情が発生し、損害賠償金の請求が行われた事案	本件は契約者が工事引き渡しの後、下請企業が次の工程の作業中に事故が発生したため、本契約における契約者の仕事は終了し、請負業者賠償責任保険での補償は対象外として、保険金をお支払いできないとする判断を適切とした。

以上

最終更新日：2013/09/20 CO-000143